

令和3年9月30日

保護者の皆様

尼崎市教育委員会

## 緊急事態宣言解除後の市立学校園の運営について

皆様におかれましては、市立学校園における新型コロナウイルス感染防止対策にご協力を賜り、心から感謝を申し上げます。

さて、報道のとおり、兵庫県に発出されていた緊急事態宣言が令和3年9月30日をもって解除されることとなりました。

市立学校園の幼児児童生徒の新規感染者数は減少傾向にありますが、感染が再拡大しないよう今後も十分な警戒が必要なため、令和3年10月1日以降の市立学校園の運営については、以下のとおり引き続き感染防止対策を講じたうえで教育活動を継続してまいります。ご理解、ご協力を賜りますとともに、ご家庭内におかれましても引き続き感染防止対策に努めていただきますようお願い申し上げます。

なお、新型コロナウイルスの感染状況については日々変化しているため、今後、取扱いに変更が生じる場合は、改めてお知らせ致します。

### 1 教育活動

- (1) 「学校園に持ち込まない、学校園内に広げない」を基本に、十分な感染防止対策を実施したうえで行います。
- (2) 感染リスクの高いとされている教育活動については、換気、児童生徒の身体的距離の確保、手洗いの徹底などの対策を講じた上で実施します。
- (3) 授業は原則として対面で行いますが、感染が不安で登校を見合わせる児童生徒については、ICTやプリント等を活用した学習保障を行います。その際は、出席停止扱いとし、欠席扱いとはなりません。
- (4) 校園外から多くの方が来校する行事を実施する際には、マスクの着用、消毒の徹底、参加人数の制限や座席の間隔を広く取るなどの対策を講じます。
- (5) 校園外行事（修学旅行、遠足等）は、実施地域の感染状況、受入先の意向、活動場所、参加人数、移動方法などを十分確認し、感染防止対策を徹底した上で実施します。
- (6) 幼稚園での子育て支援事業は、十分な感染防止対策を講じた上で実施します。

### 2 中学校の部活動

十分な感染防止対策を実施した上で、平日（4日）は2時間程度、土日はいずれか1

日3時間程度で部活動（練習試合、合宿等を含む。）を行います。

ただし、兵庫県の緊急事態宣言解除後の感染状況を見極めるため、令和3年10月14日（木）までは、教職員、部活動指導員、外部コーチ等の学校関係者以外の者（保護者、OB等）の参加並びに兵庫県外での活動（全国大会、近畿大会に出場する場合を除く。）及び合宿（兵庫県内におけるものを含む。）は見合わせます。その後は、実施地域の感染状況、受入先の意向、参加人数、移動方法などを十分確認し、感染防止対策を徹底した上で実施します。

なお、宿泊は、感染防止対策の実施が確認される宿泊施設に限定します（学校での宿泊は不可とします）。

### 3 その他

- ・学校施設の開放事業（スポーツ開放など）は、通常どおり実施します。

以 上